

議案第63号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めたいので議会の議決を求める。

令和6年9月30日提出

朝来市長 藤 岡 勇

損害賠償の額	336,720円
事故発生日	令和6年7月12日午後2時30分頃
事故発生場所	朝来市和田山町枚田649番地1
損害賠償の相手方	

提案理由要旨

朝来市学校給食センターの駐車場において財務課職員が自走式草刈機を使用し、作業を行っていたところ、駐車中の相手方車両に小石が飛散し、及び草刈機が接触し、損害を与えたことについて、当該事故に係る示談をするため、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。